

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

取組項目(中項目)	3 地方公営企業などの経営改革	No.	51				
具体的な取組項目(小項目)	1 水道事業の経営改革の取組強化	担当課	水道局経営管理課				
改革実施項目名称(細項目)	遊休資産の有効活用						
現状と課題 (これまでの取組み)	<p>安全な水道水の安定供給を継続するため、老朽化した水道施設の更新及び耐震化が必要不可欠である一方、人口減少社会の到来による水需要の減少により、料金収入の減少が避けられないことから、健全な事業運営に必要な財源確保が厳しい状況となっている。</p> <p>このような中で、新たな収入の確保と費用の削減を図るため、統廃合により廃止となった浄配水場等の遊休資産について、売却を含め、それぞれの立地状況に適した有効活用を進める必要がある。</p>						
事業の目標・目的 (考えられる効果)	<p>《計画期間の目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度までに廃止浄配水場5施設以上において、売却処分を含めた有効活用を図る。 						
	<p>《事業の最終目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止浄配水場等の遊休資産すべてにおいて、売却処分を含めた有効活用を図る。 						
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> 廃止浄配水場等の遊休資産について、売却処分だけでなく、それぞれの立地状況に適した活用方法を調査・検討し、可能なものから協議・調整等を進め、有効活用を図る。 						
改革実施概要	現状 (平成26年度)	平成27年度		平成28年度		中間目標/ 29年度以降	
	取組工程 (具体的な内容)	計画	実績	計画	実績		
指標	有効活用の実施・協議・調整等累計施設数	3施設	3施設以上	0施設	4施設以上	0施設	5施設以上

進捗管理	(各年度10月に実施)		平成27年度	平成28年度
	取組の状況	上半期 (4~9月)	<p>平成26年度に基本協定を締結したが、国の固定価格買取制度の見直しにより発電事業者が辞退したため、事業を中止した。</p> <p>進捗に遅れあり</p>	<p>対象とした資産1箇所について売却に向けた準備を進めていたが、残置されている建物等の撤去費相当額が、土地評価額を上回る結果となったこと、また、建物等の撤去を購入条件としていることから、売却が困難と判断し入札を実施しなかった。</p> <p>進捗に遅れあり</p>

※平成29年度上半期に計画期間の中間評価を実施する。

年度評価	(年度終了後に実施)		平成27年度	平成28年度
	取組工程、指標に対する評価		<p>平成26年度に基本協定を締結したが、国の固定価格買取制度の見直しにより発電事業者が辞退したため、事業を中止した。そのため目標達成至らなかった。</p> <p>これまでの内容と課題を整理し、入札参加者確保の可能性が高い遊休資産について、適正な売却価格の算定に着手した。</p> <p>遊休資産の有効活用に向けた情報収集や調査・検討を継続して行った。</p> <p>C</p>	<p>当初予定していた物件について、売却対象資産の予定価格設定などは行ったが、入札条件を整理しきれず入札を実施するまでには至らなかった。</p> <p>市が推奨する再生可能エネルギー事業において、数か所の遊休資産を太陽光発電用地として検討を進めている。</p> <p>遊休資産の有効活用に向けた情報収集や調査・検討を継続して行った。</p> <p>C</p>
	課題、今後の方針、改善事項など		<p>今後も、売却に向けた需要を確認しながら、新たな活用方法も含め調査・検討を行う。</p>	<p>今後も、売却に向けた需要を確認しながら、新たな活用方法も含め調査・検討を行う。</p>

計画期間の中間評価	(平成29年度に実施)		中間評価	平成29年度以降
	取組工程、指標に対する評価 (指標の適正性等)		<p>太陽光発電事業者に対する土地の貸付については、国の固定価格買取制度の見直しに伴う発電事業者の辞退があり、また、売却を見込んでいた土地については、入札条件の整理がつかず入札実施に至らなかったことから、対象としていた施設のほか、遊休資産全体について有効活用が進んでいない。</p> <p>C</p>	<p>今後も、売却に向けた需要を確認しながら、新たな活用方法も含め調査・検討を行う。</p>
	課題、今後の方針、改善事項など		<p>既存施設の撤去費が土地の評価額を上回る状況を踏まえ、適正価格の検討を行い、売却処分に向けた準備を進めるとともに、有効活用方法についても調査を行う。</p>	

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

取組項目(中項目)	3 地方公営企業などの経営改革				No.	51	
具体的な取組項目(小項目)	1 水道事業の経営改革の取組強化				担当課	水道局経営管理課	
改革実施項目名称(細項目)	遊休資産の有効活用						
現状と課題 (これまでの取組み)	安全な水道水の安定供給を継続するため、老朽化した水道施設の更新及び耐震化が必要不可欠である一方、人口減少社会の到来による水需要の減少により、料金収入の減少が避けられないことから、健全な事業運営に必要な財源確保が厳しい状況となっている。 このような中で、新たな収入の確保と費用の削減を図るため、統廃合により廃止となった浄配水場等の遊休資産について、売却を含め、それぞれの立地状況に適した有効活用を進める必要がある。						
事業の目標・目的 (考えられる効果)	《計画期間の目標》 ・平成29年度までに廃止浄配水場5施設以上において、売却処分を含めた有効活用を図る。						
	《事業の最終目標》 ・廃止浄配水場等の遊休資産すべてにおいて、売却処分を含めた有効活用を図る。						
取組の内容	・廃止浄配水場等の遊休資産について、売却処分だけでなく、それぞれの立地状況に適した活用方法を調査・検討し、可能なものから協議・調整等を進め、有効活用を図る。						
改革実施概要	取組工程 (具体的な内容)	現状 (平成26年度)	平成29年度		平成30年度		最終目標/ 31年度以降
			計画	実績	計画	実績	
		・長戸呂浄水場跡地、亀田配水場跡地、西川浄水場跡地の3施設での太陽光発電事業に向け、事業者と協定を締結	・それぞれの立地状況に適した活用方法を調査・検討し、可能なものから有効活用を図る。	・3箇所(小須戸浄水場跡地・岩室浄水場跡地・月潟配水場跡地)の遊休資産を太陽光発電用地として賃貸借契約を締結した。 ・引き続き、それぞれの立地状況に適した活用方法を調査・検討し、可能なものから有効活用を図る。	・それぞれの立地状況に適した活用方法を調査・検討し、可能なものから有効活用を図る。	・1箇所(新津浄水場跡地)の遊休資産を太陽光発電用地として賃貸借契約をするため、準備を進めた。	引き続き、それぞれの立地状況に適した活用方法を調査・検討し、可能なものから有効活用を図る。
指標	有効活用の実施・協議・調整等累計施設数	3施設	5施設以上	3施設	5施設以上	4施設	5施設以上

進捗管理	(各年度10月に実施)		平成29年度		平成30年度	
	取組の状況	上半期 (4~9月)	・太陽光発電用地として貸付を行うため調整中。 ・新たな活用方法の調査・検討の実施。	進捗に遅れあり	・太陽光発電用地として貸付を行うため調整中。 ・新たな活用方法の調査・検討の実施。	進捗に遅れあり

年度評価	(年度終了後に実施)		平成29年度		平成30年度	
	取組工程、指標に対する評価		・市が推奨する再生エネルギー事業において、H28年度より検討していた3施設において賃貸借契約を締結した。	C	・市が推奨する再生エネルギー事業において、H31年度に賃貸借契約を締結するための準備をした。	C
	課題、今後の方針、改善事項など		今後も売却に向けた需要を確認しながら、新たな活用方法も含め調査・検討を行う。		今後も売却に向けた需要を確認しながら、新たな活用方法も含め調査・検討を行う。	

計画期間の評価	計画期間の評価				平成31年度以降
	取組工程、指標に対する評価 (指標の適正性等)	計画期間の目標であった平成29年度までに廃止浄配水場5施設の有効活用において、令和元年契約予定の1施設を含め4施設で太陽光用地として賃貸借契約を締結するが、財源確保のための売却には至らなかった。			C
課題、今後の方針、改善事項など	既存施設の撤去費が土地の評価額を上回る状況を踏まえ、今後も売却に向けた需要を確認しながら、新たな活用方法も含め調査・検討を行う。				